

# 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)の感染拡大下における 事業再生手続についての提言 (上)

コロナ禍の倒産実務研究会

## 一 はじめに

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は未だ収束の気配を見せず、社会・経済に深刻な影響を与え続けている。COVID-19の影響(以下、「コロナ禍」という)で売上が減少し、緊急融資や既存債務によって過剰債務となった事業者の私的整理手続および法的再建手続において、過剰な金融債務を整理して事業を再建するために検討すべき事項は様々あるが、本稿では、緊急事態宣言等による自粛などから起こった売上の激減、長引くコロナ禍での緊急融資の返済の問題、また手続進行

とコロナ禍の拡大防止など、コロナ禍特有の問題に焦点を当てて提言したい。

### 二 私的整理手続における提言(準則型私的整理手続を前提にする)

#### 1 コロナ禍の影響を受けた債務者企業に対する柔軟な金融支援の要請

(1) 元本返済猶予の要請に対する柔軟な対応の要請  
コロナ禍で、経営が順調だった企業が、その影響に対応するため、もしくはその影響を和らげるために新型コロナウイルス関連融資を受けた例はきわめて多い。し

かし前記関連融資実行時に借入金金融機関に提出した将来の収益の回復予測は、コロナ禍が長期化したことも含め、回復時期の想定以上の遅れや、回復水準が想定以下にとどまったことにより、当初の返済開始時期に、返済原資が十分に確保できなくなる企業が多数発生することが予想される。

このような場合、債務者企業は、関連融資機関を含めた金融機関に対し、元本返済計画のさらなる延長や返済計画の見直しなどのリスケジュールの要請をせざるを得なくなるが、金融機関においては、関連融資を受けた時点の将来収益の回復の

予測が困難であった実情を十分に考慮し、借入当時の収益回復見込みの甘さを理由とすることなく、柔軟に、その要請に応じることが重要である。

また、債務者企業が、金融機関調整のために、中小企業再生支援協議会や事業再生ADR等の準則型私的整理手続を利用しようとする場合には、その手続実施機関においても、前記の実情を十分に踏まえて、対応することを求める。

#### (2) 再生計画立案時における再生への協力の要請

① リスケジュールによる再生計画を立案するケース  
債務者企業において、元本返



## リモート時代の 電子契約・承認のススメ

ICT社会の発展に伴い、ペーパーレス化が進み、電子契約の導入機運も高まっていたが、実務上の課題があり、なお発展途上にあつた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、リモートワークが必須となるなか、在宅ではできない業務として「ハンコの押印」とりわけ契約書の押印・管理が問題となり、契約締結承認プロセスの電子化推進が強く求められている。本稿では、電子契約の基礎知識や導入時の法的留意点を紹介する。

### 今月の解説①

## リモート時代の 電子契約・ 承認のススメ



堂島法律事務所 弁護士

### 大川 治

おおかわ・おさむ ●堂島法律事務所パートナー(東京・大阪事務所兼務)。1996年弁護士登録。大阪大学大学院高等司法研究科兼任教員(学外)客員教授。与信管理士、公認不正検査士。主な取扱分野は、企業法務全般、債権保全・回収、組織再編・M&A等。著書は『与信管理入門 新版』(共著、金融財政事情研究会、2019)、『実践!債権保全・回収の実務対応』(共著、商事法務、2019)ほか。

### 一 はじめに 「脱ハンコ」

日本は、「ハンコ文化」の国である。古くから印鑑(印章)に対する信頼が深い。手紙、報告書、議事録、契約書とあらゆる種類の文書でハンコを押す。対外的な正式文書はもちろん、対内的な稟議決裁等でも、長らく紙とハンコの組合せが維持されてきた。欧米等の「サイン文化」と対照的だ。

他方、我が国でも情報通信技術(ICT)が高度に発展し、誰もがパソコン、スマホ、タブレットを利用し、ペーパーレス化が進められている。法制度面でも、電子帳簿保存法、IT書面一括法、電子署名法、e-文書法、電子委任状法等が順次成立・施行された。これら法制度と技術の組合せで「脱ハンコ」、対外的な契約書等、対内的な稟議決裁の電子化が実現できるはずである。しかし、法制度の整備後(特に2005年4月施行のe-文書法以降)、一定の間が経ったが、業務文書類、特

に契約書の電子化は未だ道半ばのようである。

新型コロナウイルス感染症拡大により、否応なくリモートワークが日常となった。そのなかで、契約書等の作成、稟議決裁の押印のために、やむを得ずオフィスに出勤した方がおられるであろう。ハンコでないといけないのだろうか。電子契約等のシステムがあれば在宅で十分対応できたであろう。感染リスク、業務非効率を考慮すると脱ハンコの推進は当然である(注1)。

現状、こうした押印慣行を見直すべく官民の取組みが急ピッチで進んでおり、令和2年4月下旬以降、内閣府規制改革推進会議で書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討が開始され、5月29日、法務省が各経済団体に取締役会議事録と電子署名に関する新たな見解(以下、「法務省新見解」という)を通知(注2)、6月9日に金融庁・内閣府規制改革推進室主催「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討

# 中小企業成長促進法とコロナ禍における事業承継

日本橋江川法律事務所 弁護士 江川 淳

## 一 はじめに

国内のコロナ禍は収束せず、もはや2021年以降のワケチン普及まで長期戦に向けて腹を決めざるを得ない状況に突入している。そのさなかである2020年6月、経営者の個人保証を不要とする制度などを盛り込んだ「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業成長促進法）が成立した。個々の中小企業の事業承継を促進して廃業を防ぐことは、地域経済におけるサプライチェーンなどの重要な産業構造の維持にとって欠かすことができない。本稿では、中小企業成長促進法の概要とともに、「サプラ

イチェーン・リスク」等への対応も含めたコロナ禍における事業承継の基本的な事項について解説する。

## 二 中小企業成長促進法の概要

2020年6月12日に成立した中小企業成長促進法は、①「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）、②「中小企業等経営強化法」（経営強化法）、③「地域経済牽引事業の促進に関する法律」（地域未来法）、④産業競争力強化法などの関連法の改正・廃止を束ねた法律であり、公布（6月19日）から6カ月以内に施行される。

近年の高齢化による中小企業

経営者の引退時期が迫るなかで、後継者候補が現経営者の経営者保証の存在を理由に承継を拒否するなど、経営者保証が事業承継の支障となる事態が生じていることを背景として、中小企業成長促進法は、中小企業の廃業を防ぐとともに中小企業が積極的に事業展開を行い成長できる環境を整備するため、経営者保証の解除支援、みなし中小企業者特例、計画制度の整理、海外展開支援の強化などの措置を講じることと内容としてい

る。主な改正点は次のとおりである。

**1 経営承継円滑化法の改正**  
経営者保証の存在により事業承継が妨げられるおそれのある中小企業が、経済産業大臣の認定を受けたうえで承継の際に債

務を借り換える場合、信用保証協会が経営者の個人保証を肩代わりする信用保証制度（経営承継借換関連保証）が創設された。既存の信用保証枠とは別に特例として2・8億円の保証が受けられる。

また、中小企業が他の事業者から事業用資産や株式を取得して事業承継（第三者承継）をする場合に、経営者保証なしでM&A資金を調達できるように信用保証制度が拡充された（経営承継準備関連保証）。

**2 経営強化法の改正**  
従来の異分野連携新事業分野開拓計画と特定研究開発等計画が経営革新計画に統合され（ものづくり高度化法の廃止）、新たな支援として、日本政策金融公庫が外国関係法人等に対して